

丹後の中世文書
(二)

さきに、両丹地方史第十二号に掲載した西

多忙に紛れて充分に確かめずにかゝっていますので、誤のご指摘をぜひお願ひします。ひずれのうちに正誤もつけたいと考えます。

亮渡未守名參分毫內田島事
合公田堺段者

乙 鶴女（花押）

右件於名田畠者、(年貢のこと)御年公用要依有、代錢式拾
貢文限永代寺垣殿勅申処也、但手次相てん文
書相具候上者、天下御德政出来候と申候とも
一義申ましく候、又不可有他人妨候者也、

壳渡春日部村未守名内六分壳田畠山野事
合公田武段者

(後記) (九十八代二當) 奉行 祐泉 (花押) (政所) 道 喜 (花押) 西浦左衛門 (花押)

宛行之狀如件

延文五年十月十九用

百文仁限永代所壳渡寒也、不可有他人妨者也

合壠字五間三面者
類地並
樹木等在之

文和三年九月廿二

A black and white photograph of a large, ornate, shallow vessel or bowl with a flared rim and a textured surface, resting on a stand.

舞鹤地方史研究 1970 · 12 · 30

第12号-10-

(四)

田辺藩では、農民が農業以外に生活を護るために、どんな方法で働いていたか、夏休中よく生徒に聞かれ、この「郷村記」から引用しているが、一応まとめてみると、

らに「他所持」が多いが、特に城屋、久田美桑銅下各村は多く、白杉村は下作が多い。また各村とも奉公人（領内或は京都、武家）が多く、桑銅下村では中間奉公に多く出た。海に面した村でも農漁業以外にその土地に応

「上根村稼人之品名前帳」
④ ③ 文化七年「村々諸商人諸職人名
前帳」

うちこしの八斗代半の田事
右この田ハもりひやうゑのゆつり状をたいして、いまに、ちきやうさう為なく候といへとも、代のせに壱貢文に、おくらのもりきよのさゑもん五郎とのに、ゑいたいさりはなし申候ところしち也、もしみかしそんとして、ほんもんしょとかうしてさした申候とも、くはうの御きたとして御さいくわ候へく候、もしもりひやうゑにてもそのそんとしても、ほんもんしょとかうしてさした申候とも、もりひやうゑのゆつりしやうれきせんニ候うゑハ、御よてさり状如件

永和四年 つちのへ む ま 三月十日

ためしけの志けむら (花押)
まん所 にしうら 団 (花押)

契約本せいかへしの田畠桑等事

合代 壱貢文者

さい所末守名内刑部分田九斗代小、在所ふい、あさまき一升五合まき、在所中路下はたけ今谷壱反、同上くわ、

讓与志樂庄春日部村守清名半分事
合公田武反之内壱反者坪付等別紙在之
右彼未守名六分壱者、道教重代相伝干今無相違者也、然間左近に限永代議与処実也、有限御年貢御公事等無懈怠致其沙汰知行可仕者也、敢不可有他人妨、仍為後日亀鏡讓状如件

応永廿五年 戊戌 参月廿一日

道教 (花押)

件 文明参年 辛卯月廿一日
溝尻 兵衛三郎 (略花押)

右件田ハ松若御前にゑいたいをかきり候て、ゆつりわたす所実也、但此田ノ御ねんくハようとう五十文、これハきぬ志ろ、又米五升、これはけん米にて候、これを受けたいなく御さた候て、御もち候へく候、若この田にちかいめ候はく、この状をもんて御さた候へく候、仍為後日さたのゆつり状如件

右件田ハ松若御前にゑいたいをかきり候て、ゆつりわたす所実也、但此田ノ御ねんくハようとう五十文、これハきぬ志ろ、又米五升、これはけん米にて候、これを受けたいなく御さた候て、御もち候へく候、若この田にちかいめ候はく、この状をもんて御さた候へく候、仍為後日さたのゆつり状如件

未守円阿弥 (花押) 貞治四年十一月五日
合公田式反百歩者西浦若法師丸所江
右かの名てんハ清幸房ちうたいさうてんのミやうてん也、但しきよのときわかほうし丸仁永代をかきりてゆつり渡ものなり、かきりある御ねんく御公事等仁おいてハ其沙汰をいたすへきなり、仍ゆつり状如件

(康安) かうあん二年 と 五月十八日
西浦若法師丸おぢ 清幸 (花押)

うりわたりす武元名内六分一の事
合公田 壱反六十歩 公事足除定
右件名為弁御年貢うりわたりす處実也、代用途四貫五百文來明年の春より十ヶ年間うりわたり申者也、若年(期)をすき候ハハ御年貢御公事等無懈怠致其沙汰永代可有知行也、若本主子孫出来候て違乱煩申事候ハハ、為公方可有御罪科者也、仍為後日亀鏡、壳券状如件

壳渡重包名惣領分岡畠事
代錢堺貢五百文在所者岡
合壱所者 西ノ端ノ梨子木ヲ境下ハ檜木ヲ境樹木等也
右件畠者重包名惣領分依為小鞍女之重代相伝
私領、彦次郎仁限永代、令沽却之処実也、更ニ不可有後々違乱煩者也、若依之妨申輩出来時者、為公方力御沙汰可被罪科者也、仍為後日亀鏡、壳券状如件

貞治五季丙午十二月廿六日
西浦權守重 (花押)
(付箋) 「屋敷本文書」 明禪 (花押)
政所 西浦權守重 (花押)
合私田式段廿歩
右名田兩人分於攻貫伍百文仁永代買取知行無相違者也、然仁御年貢依有用要、直錢陸貫文仁限永代於、池田治部房息女松石女壳渡処也、次仁本主兩人壳券相共渡申上者、於子孫違乱煩不可申者也、仍為後日壳券之状如件

ゆつりわたりす田ノ事
合はん者 左近次郎殿分なり これハ
八斗たいはん也
ゆつりわたりす田ノ事
さい所うちこしもりきよ名
合はん者 左近次郎殿分なり これハ
八斗たいはん也
貞治七年正月五日
西浦權守重 (花押)
(付箋) 「屋敷本文書」 明禪 (花押)
政所 西浦權守重 (花押)
合私田式段廿歩
右名田兩人分於攻貫伍百文仁永代買取知行無相違者也、然仁御年貢依有用要、直錢陸貫文仁限永代於、池田治部房息女松石女壳渡処也、次仁本主兩人壳券相共渡申上者、於子孫違乱煩不可申者也、仍為後日壳券之状如件

壳渡朝来村貞枝名内
同舍弟与一兩人分事
若狭国木律 (ママ) ノ庄ノ内笠原ノ守光名ノぬ
仁限永代於、池田治部房息女松石女壳渡処也、次仁本主兩人壳券相共渡申上者、於子孫違乱煩不可申者也、仍為後日壳券之状如件

重村 (花押)
応安七年 きのへ十二月廿七日聖弁 (花押)

右件田ハ松若御前にゑいたいをかきり候て、ゆつりわたす所実也、但此田ノ御ねんくハようとう五十文、これハきぬ志ろ、又米五升、これはけん米にて候、これを受けたいなく御さた候て、御もち候へく候、若この田にちかいめ候はく、この状をもんて御さた候へく候、仍為後日さたのゆつり状如件

右件田ハ松若御前にゑいたいをかきり候て、ゆつりわたす所実也、但此田ノ御ねんくハようとう五十文、これハきぬ志ろ、又米五升、これはけん米にて候、これを受けたいなく御さた候て、御もち候へく候、若この田にちかいめ候はく、この状をもんて御さた候へく候、仍為後日さたのゆつり状如件

末森名内堀段抜候て売申代之事

合漆貰伍百文者 在所大坪

右件名田者依有要用、成久八郎二郎殿ニ限永代を売渡し申處実正明鏡也、御年貢百文付候て、政所江納所申候、但彼売主助三郎と相対仕候て、納申候上者、就彼名田候て違乱煩申者出来

候ハ、為地下公方と堅可に行罪科者也、又天下一同之徳政行候共、御年貢付渡申候上者兎角之儀不可申候、仍為後日支証状如件

文明三年十一月十一日

かみ屋すか 在所志樂市場しんてん

助三郎 (略花押)

政所

西浦氏 (花押)

永代売渡田之事

合八斗代大 小倉い称大夫持分

右依有年貢御公事様々、代式貢五百文志樂西

浦宗賢之方江永代売渡處真実也、公奉之御年

貢無懈怠御沙汰候て永代知行あるべき者也、若置此下地子孫仁意乱煩有申仁者、秋貢三分一くてん式反百部永代めざるべき者也、任此旨公奉地下御訛判以無相違永代可有知行者也

仍為後日証文状如件

午時文明六年五月十二日

小倉い称大夫 (略花押)
弥三郎 (略花押)
三郎大郎 (略花押)

丹後国志樂庄春日部村是元名田之事 在所小倉大さと木戸

合參斗代者 口くたり、參十國御年貢錢 每年さた可申候

右田者是元名公田半之内依為、行永十衛門方へ限永代を渡申候上ハ、三分二之方より異儀を申候ハ、為地下公方堅罪科可有候、玉井殿之於子孫ニ聊之儀被仰候ハ、公方地下之御成敗にて御罪科被行可申候、如此候間、過分之札錢請取渡申候間、(後向)らん不可有候仍為後日支証如件

文明八年武月廿八日

玉井帶刀左衛門尉 直綱 (花押)

◆ 例会だより ◆

▼ 編集後記 ▲

兩丹地方史研究者協議会は、七月十一日、舞鶴西公民館で会合し、「京都府郷土史研究会」の結成問題を討議した。本問題は、越川府政の公約である郷土文化育成の一施策として、総合資料館が府下の地方史研究団体代表者を招集（六月三十日、七月七日）して提案したものであるが、本協議会としては、かかる研究会は各地の研究者（団体）がその必要を生じた時点で協議して民主的に組織すべきものであり、行政はこれに財政的援助をすることこそ革新府政の文化政策であって、官製的団体結成などの動きはすべきでないという点で意志統一し、その旨を総合資料館へ通告する事にした。なお、研究会結成の動きの中には戦前のいわゆる「郷土史」的発想がみられる点にも批判がなされた。

舞鶴地方史研究会としても右の協議会の意見を全面的に支持し、斯様な団体が成立しても、これには参加しない事を申し合わせた。

十月十七日 西公民館
「田辺藩領内の產物について」瀬戸美秋氏

兩丹地方史研究者発表大会を十一月二十二日に変更。本大会では上島有氏（総合資料館古文書課長）に東寺百合文書よりみた丹後の莊園についての講演を依頼する事に決定。大会諸役の割当（発表者、井上金次郎氏、新宮美雄氏）

十一月二十一日 西公民館

舞鶴市における文化財保護の現状（金剛院所蔵品盜難事件、市文化財保護政策）について話合い。兩丹地方史研究者発表大会準備。

本年度兩丹地方史研究者発表大会での上島有氏の講演は「百合文書の大内郷」と題して吉岡（よしお）莊寄進状の解説を中心になされたが、講演後の質問で一聴取者が「吉岡」の読み方を問題にされ、市内上安に「吉岡（よしお）」（上吉岡、下吉岡）なる地名がある旨述べられた。莊園史上有名なこの寄進地の現場所が全く不明で、一部の人々は近世初期に田辺城構築の敷地となつてその名を消失したのではないかとも推測したりしていたのであるが、この度の聴取者の発言は今後の吉岡莊の位置追究に重要な手がかりを与えるものとなろう。

市内有数の名刹として、数多の古文化財を所蔵している金剛院の盗難事件は、たんに当寺院の責任追求のみですまされる事でなく、過去の舞鶴市と金剛院の対立関係（収蔵庫設立、文化財調査等）にその一端がうかがわれるよう、市当局の文化財保護に対する不見識をこそ厳しく批判すべき問題である。本研究会は、市理事者が祖先の文化遺産保存の眞の意義を正しく認識して、早急に積極的な政策を実施されるよう要望するものである。

（真下八雄 記）

